No.１２

令和４年（６月）

第２回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第３５号 第３６号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点	市民税課 資産税課	1
第３８号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	選挙管理委員会事務局	2
第３９号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	5
第４０号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	6
第４１号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改正点	資産税課	２２
第４２号	熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	江南行政センター	２４
第４３号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表	公園緑地課	２６
第４４号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	３０
第４５号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	選挙管理委員会事務局	３１
第４６号	業者名及び入札結果 （高規格救急自動車）	警防課 （契約課）	３２
第４７号	業者名及び入札結果 （高規格救急自動車）	警防課 （契約課）	３３
第４８号	業者名及び入札結果 （救助工作車（Ⅱ型））	警防課 （契約課）	３４
第４９号	業者名及び入札結果 （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型））	警防課 （契約課）	３５
第５０号	認定路線調書・位置図	管理課	３６
第５１号	廃止路線調書・位置図	管理課	３９

議案第３５号及び議案第３６号の参考資料

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点

税目	条　項	改　正　前　の　内　容	改正点	改　正　後　の　内　容
固定資産税・都市計画税	市税条例 附則第１２条	商業地等の税額の上昇幅（令和３年度～令和５年度） 負担水準が０．６未満の商業地等について、評価額の５パーセントに相当する税額を加算する。	商業地等の税額の上昇幅の抑制	商業地等の税額の上昇幅の抑制（令和４年度限り） 負担水準が０．６未満の商業地等について、評価額の２．５パーセントに相当する税額を加算する。
	都市計画税条例 附則第９項	※商業地等・・・住宅用地以外の宅地		※商業地等・・・住宅用地以外の宅地

改正イメージ図

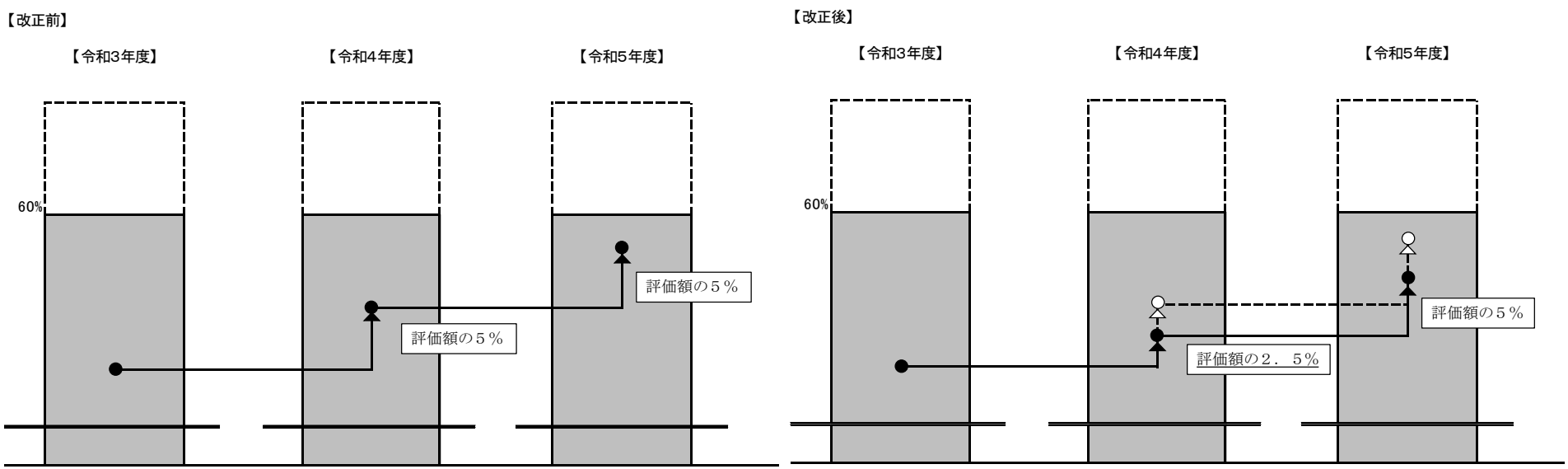

議案第３８号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成１７年条例第２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）	（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）
第４条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。	第４条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	⑵　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１万６，１００円を超える場合には、１万６，１００円）の合計金額	ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１万５，８００円を超える場合には、１万５，８００円）の合計金額
イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場	イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場

改　正　案	現　行
合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、７，７００円に当該候補者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）	合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、７，５６０円に当該候補者につき法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第６条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
ウ　（略）	ウ　（略）
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）
第９条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５４１円３１銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に３１万６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者	第９条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５２５円６銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に３１万５００円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通

改　正　案	現　行
を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．３を乗じて得た数（１未満の端数がある場合には、その端数は１とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．３を乗じて得た数（１未満の端数がある場合には、その端数は１とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第３９号の参考資料

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
附　則 １～１６　（略） １７　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第１４条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） を行うことが適当であると認めたもの」とする。	附　則 １～１６　（略） １７　平成３４年３月３１日以前に退職した職員に対する第１４条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

議案第４０号の参考資料

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点

<table>
<tr><th>税目</th><th>条　項</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">個人市民税</td><td>個人の市民税の
住宅借入金等
特別税額控除

附則
第７条の３の２
附則
第２６条</td><td>住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を４年延長し、令和７年末までの居住を対象とする措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する。

<table><tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>居住年</td><td>平成２１年から
令和３年まで</td><td>平成２１年から
令和７年まで</td></tr><tr><td>適用年度</td><td>平成２２年度から
令和１５年度まで</td><td>平成２２年度から
令和２０年度まで</td></tr></table>
※附則第２６条（新型コロナウイルス感染症に係る特例）第１項の適用がある場合には、「令和１５年度」を「令和１６年度」に読み替え、附則第２６条第２項の適用がある場合には、「令和３年」を「令和４年」に、「令和１５年度」を「令和１７年度」に読み替える。
→附則第７条の３の２の改正により、附則第２６条に定める居住年及び適用年度が、附則第７条の３の２に定める期間に含まれるため、附則第２６条の規定を削除する。</td></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>法附則第１５条
第２項第１号等の
条例で定める割合

附則
第１０条の２</td><td>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入

以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。

<table><tr><th>対象資産</th><th>特例割合</th></tr><tr><td>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地</td><td>４分の３</td></tr></table>
※貯留機能保全区域　・・・　河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制できるものとして都道府県知事等に指定された区域

対象資産に係る固定資産税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。

【適用】
最初の３年度分、令和７年３月３１日まで適用する。</td></tr>
</table>

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（納税証明書の交付等） 第１８条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。	（納税証明書の交付等） 第１８条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。
（所得割の課税標準） 第３３条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	（所得割の課税標準） 第３３条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 ⑴　第３６条の２第１項の規定による申告書 ⑵　第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告

改　正　案	現　行
5　（略）	書に限る。） 5　（略）
6　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	6　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 ⑴　第３６条の２第１項の規定による申告書 ⑵　第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　所得割の納税義務者が、第３３条第４項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第３４条の９　所得割の納税義務者が、第３３条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡

改　正　案	現　行
款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第３４条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第３４条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
３　（略）	３　（略）
（市民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号の者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４	（市民税の申告） 第３６条の２　第２３条第１項第１号の者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）

改　正　案	現　行
条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは同条第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２　前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第３項ただし書の規定により、市長の定める様式による。	２　前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第４項ただし書の規定により、市長の定める様式による。
３～９　（略）	３～９　（略）
第３６条の３　（略）	第３６条の３　（略）
２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第３１７条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第３１７条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、	３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、

改　正　案	現　行
施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を付記しなければならない。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名 ⑶・⑷　（略） ２～５　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計	施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を附記しなければならない。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴　（略） ⑵・⑶　（略） ２～５　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を

改　正　案	現　行
所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　特定配偶者の氏名	
⑶・⑷　（略）	⑵・⑶　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第４８条　（略）	第４８条　（略）
２～８　（略）	２～８　（略）
９　法第３２１条の８第６２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第１２項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市	９　法第３２１条の８第６０項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６０項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第１２項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市

改　正　案	現　行
長に提供することにより、行わなければならない。	長に提供することにより、行わなければならない。
１０～１４　（略）	１０～１４　（略）
１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第７１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第６９項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
１６　（略）	１６　（略）
（特別徴収税額の納入の義務等）	（特別徴収税額の納入の義務等）
第５３条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに、施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	第５３条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに、施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）	（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）
第７３条の２　法第３８２条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第３８２条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）は年度ごととし、閲覧手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第４１６条第３項又は第４１９条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。	第７３条の２　法第３８２条の２に規定する固定資産課税台帳の閲覧は年度ごととし、閲覧手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第４１６条第３項又は第４１９条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。
（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）	（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）
第７３条の３　法第３８２条の３に規定	第７３条の３　法第３８２条の３に規定

改　正　案	現　行
する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。	する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付は年度ごととし、交付手数料は熊谷市手数料徴収条例の定めるところによる。
附　則	附　則
第７条の３の２　平成２２年度から令和２０年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第７条の３の２　平成２２年度から令和１５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　（略）	２　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。	第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。
法附則第１５条第２項第１号 ／ （略）	法附則第１５条第２項第１号 ／ （略）
法附則第１５条第２項第５号 ／ ５分の４	法附則第１５条第２項第５号 ／ ４分の３
／	／
法附則第１５条第４３項 ／ （略）	法附則第１５条第４３項 ／ （略）
法附則第１５条第４４ ／ ４分の３	／

改　正　案	現　行
項	
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１０条の３　（略） ２～８　（略） ９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 ⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 ⑹　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 １０　（略） １１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等（以下この項において「熱損失防止改修工事等」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第１０条の３　（略） ２～８　（略） ９　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事（以下この項において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　熱損失防止改修工事が完了した年月日 ⑸　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 ⑹　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 １０　（略） １１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事（以下この項において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して

改　正　案	現　行
書類を添付して市長に提出しなければならない。	市長に提出しなければならない。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　熱損失防止改修工事等が完了した年月日	⑷　熱損失防止改修工事が完了した年月日
⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等	⑸　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等
⑹　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	⑹　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
１２・１３　（略）	１２・１３　（略）
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）
第１６条の３　（略）	第１６条の３　（略）
２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。	２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第３３条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
	⑴　第３３条第４項ただし書の規定の適用がある場合
	⑵　第３３条第４項第１号に掲げる申

改　正　案	現　行
	告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
３　（略）	３　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第１７条の２　（略）	第１７条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の３まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで又は第３７条の８の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の３まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第２０条の２　（略）	第２０条の２　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出さ

改　正　案	現　行
	れた場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 ⑴　第３６条の２第１項の規定による申告書 ⑵　第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
５　（略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第２０条の３　（略） ２・３　（略） ４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３６条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	５　（略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第２０条の３　（略） ２・３　（略） ４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 ⑴　第３６条の２第１項の規定による申告書 ⑵　第３６条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

改　正　案	現　行
5　（略）	5　（略）
6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第３４条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第２０条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３３条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。	6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第３４条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第２０条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３３条第６項」と、同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第２５条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金	（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第２５条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその

改　正　案	現　行
その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第６０条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第３１４条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第３４条の７の規定を適用する。	規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第６０条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第３１４条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第３４条の７の規定を適用する。 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第２６条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは、「令和１６年度」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（第２条関係）

熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和３年条例第１４号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
第１条　熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。 第３６条の３の３第１項中「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。	第１条　熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。 第３６条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

議案第４１号の参考資料

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

<table>
<tr><th>税目</th><th>条　項</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">都市計画税</td><td>法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合

附則
第７項</td><td>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入

以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。
<table><tr><th>対象資産</th><th>特例割合</th></tr><tr><td>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地</td><td>４分の３</td></tr></table>※貯留機能保全区域　・・・　河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制できるものとして都道府県知事等に指定された区域

対象資産に係る都市計画税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。

【適用】
最初の３年度分、令和７年３月３１日まで適用する。</td></tr>
</table>

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>附　則
１～６　（略）
（法附則第１５条第１５項本文等の条例で定める割合）
７　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。
<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>法附則第１５条第３９項</td><td>（略）</td></tr><tr><td>法附則第１５条第４４項</td><td>４分の３</td></tr></table>８～２０　（略）
２１　法附則第１５条第１項、第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。</td><td>附　則
１～６　（略）
（法附則第１５条第１５項本文等の条例で定める割合）
７　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。
<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>法附則第１５条第３９項</td><td>（略）</td></tr></table>８～２０　（略）
２１　法附則第１５条第１項、第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項若しくは第４０項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は法附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。</td></tr>
</table>

議案第４２号の参考資料

熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市農村センター条例（平成１７年条例第１８２号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　農村センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊谷市中条農村センター</td><td>（略）</td></tr><tr><td>熊谷市江南農村センター</td><td>（略）</td></tr></table>
（利用期間等）
第８条　（略）
２　農村センターの利用時間は、午前９時から午後１０時（熊谷市江南農村センターにあっては、午後９時）までとする。
附　則
１・２　（略）
（江南町の編入に伴う経過措置）
３　江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町農村センター設置及び管理に関する条例（平成１８年江南町条例第２３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第１０条関係）
熊谷市農村センター使用料
１・２　（略）</td><td>（名称及び位置）
第２条　農村センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>熊谷市中条農村センター</td><td>（略）</td></tr><tr><td>熊谷市江南農村センター</td><td>（略）</td></tr><tr><td>熊谷市江南農業総合センター</td><td>熊谷市成沢４６５番地１</td></tr></table>
（利用期間等）
第８条　（略）
２　農村センターの利用時間は、午前９時から午後１０時（熊谷市江南農村センター及び熊谷市江南農業総合センターにあっては、午後９時）までとする。
附　則
１・２　（略）
（江南町の編入に伴う経過措置）
３　江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町農業総合センター設置及び管理に関する条例（平成１８年江南町条例第２２号）又は江南町農村センター設置及び管理に関する条例（平成１８年江南町条例第２３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
別表（第１０条関係）
熊谷市農村センター使用料
１・２　（略）
３　熊谷市江南農業総合センター使用料
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th></tr><tr><td>午前９時～正午</td><td>午後１時～午後５時</td><td>午後６時～午後９時</td></tr><tr><td>大会議室</td><td>５２０円</td><td>６３０円</td><td>７３０円</td></tr></table></td></tr>
</table>

改　正　案	現　行
	小会議室　３１０円　４２０円　５２０円

議案第４３号の参考資料

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市公園条例（平成１７年条例第２１３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表第１（第９条、第９条の２関係）

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
熊谷運動公園	野球場	（略）	（略）
	第２野球場	（略）	（略）
	第３野球場		
	陸上競技場（兼サッカー場）	（略）	（略）
	テニスコート	（略）	（略）
		（略）	（略）
	屋内プール	１月４日から１２月２８日まで。ただし、毎月第２及び第４火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日））を除く。	午前９時から午後９時まで
	相撲場	（略）	（略）
	弓道場	（略）	（略）
	施設管理事務所会議室	（略）	（略）
	多目的広場	（略）	（略）

別表第５（第１０条関係）

１　（略）

２　熊谷運動公園

⑴～⑷　（略）

現　　行

別表第１（第９条、第９条の２関係）

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
熊谷運動公園	野球場	（略）	（略）
	第２野球場	（略）	（略）
	第３野球場		
	陸上競技場（兼サッカー場）	（略）	（略）
	テニスコート	（略）	（略）
		（略）	（略）
	屋外プール	７月から９月までの間において市長が別に定める期間	午前９時から午後６時まで
	屋内プール	１月４日から１２月２８日まで。ただし、毎月第２及び第４火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日））を除く。	午前９時から午後９時まで
	相撲場	（略）	（略）
	弓道場	（略）	（略）
	施設管理事務所会議室	（略）	（略）
	多目的広場	（略）	（略）

別表第５（第１０条関係）

１　（略）

２　熊谷運動公園

⑴～⑷　（略）

⑸　屋外プール使用料

区分	料金
一般（幼児を除く。）	１人１回につき３１０円
高校生	１人１回につき２１０円
小学生及び中学生	１人１回につき１００円

⑸～⑼　（略）

３～６　（略）

更衣ロッカー	１個１回につき３０円

備考

「幼児」とは、小学校就学前の者をいい、無料とし、保護者の付添いを必要とする。ただし、保護者の使用料は、当該使用料を徴収する。

⑹～⑽　（略）

３～６　（略）

議案第４４号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（第１条関係）　　（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第２条関係） 名称 / 位置 熊谷市立箱田児童クラブ / 熊谷市中央一丁目１番地	別表（第２条関係） 名称 / 位置 熊谷市立箱田児童クラブ / 熊谷市中央一丁目１４９番地

（第２条関係）　　（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第２条関係） 名称 / 位置 熊谷市立箱田児童クラブ / 熊谷市中央一丁目１４９番地	別表（第２条関係） 名称 / 位置 熊谷市立箱田児童クラブ / 熊谷市中央一丁目１番地

議案第４５号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成１９年条例第２３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）
第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円５１銭を超える場合には、７円５１銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（公費負担の限度額）	（公費負担の限度額）
第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円７３銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。	第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円５１銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。

議案第４６号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	高規格救急自動車
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和４年５月１２日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
24,000,000　円	24,000,000 円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	㈱日産サティオ埼玉北	辞退　円		
2	埼玉トヨタ自動車㈱熊谷店	16,700,000	2	
3	埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000	1	落札
4	日産プリンス埼玉販売㈱法人営業部	辞退		
5	小池㈱	辞退		
6	㈱ネイチャー	辞退		
7	㈱モリタ東京支店	辞退		
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000　円	1,587,400　円	17,461,400　円

議案第４７号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	高規格救急自動車
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和４年５月１２日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
24,000,000　円	24,000,000 円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	㈱日産サティオ埼玉北	辞退　円		
2	埼玉トヨタ自動車㈱熊谷店	16,700,000	2	
3	埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000	1	落札
4	日産プリンス埼玉販売㈱法人営業部	辞退		
5	小池㈱	辞退		
6	㈱ネイチャー	辞退		
7	㈱モリタ東京支店	辞退		
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
埼玉日産自動車㈱熊谷店	15,874,000　円	1,587,400　円	17,461,400　円

議案第４８号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	救助工作車（Ⅱ型）
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和４年５月１３日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
128,000,000　円	128,000,000 円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	㈱篠崎ポンプ機械製作所	辞退　円		
2	ジーエムいちはら工業㈱東京営業所	140,000,000	3	
3	帝商㈱埼玉営業所	130,000,000	2	
4	日本機械工業㈱本社営業部	140,300,000	4	
5	㈱ネイチャー	145,000,000	6	
6	㈱野口ポンプ製作所	141,500,000	5	
7	㈱モリタ東京支店	116,000,000	1	落札
8				
9				
10				

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
㈱モリタ東京支店	116,000,000　円	11,600,000　円	127,600,000　円

議案第４９号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　件　名	消防ポンプ自動車(ＣＤ－Ｉ型)
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	令和４年５月１３日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
59,000,000　円	59,000,000 円	―

番号	業　者　名	入　札　額		結果
		金　額	順位	
1	小池㈱	54,750,000 円	4	
2	㈱篠崎ポンプ機械製作所	55,200,000	6	
3	ジーエムいちはら工業㈱東京営業所	56,700,000	8	
4	帝商㈱埼玉営業所	辞退		
5	㈱ナカムラ消防化学東京営業所	辞退		
6	長野ポンプ㈱東京営業所	54,900,000	5	
7	日本機械工業㈱本社営業部	54,690,000	3	
8	㈱ネイチャー	54,600,000	2	
9	㈱野口ポンプ製作所	55,500,000	7	
10	㈱モリタ東京支店	52,710,000	1	落札

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入　札　金　額	消費税等の額	合　計
㈱モリタ東京支店	52,710,000　円	5,271,000　円	57,981,000　円

議案第　５０　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　50877　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道　50878　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　90439　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

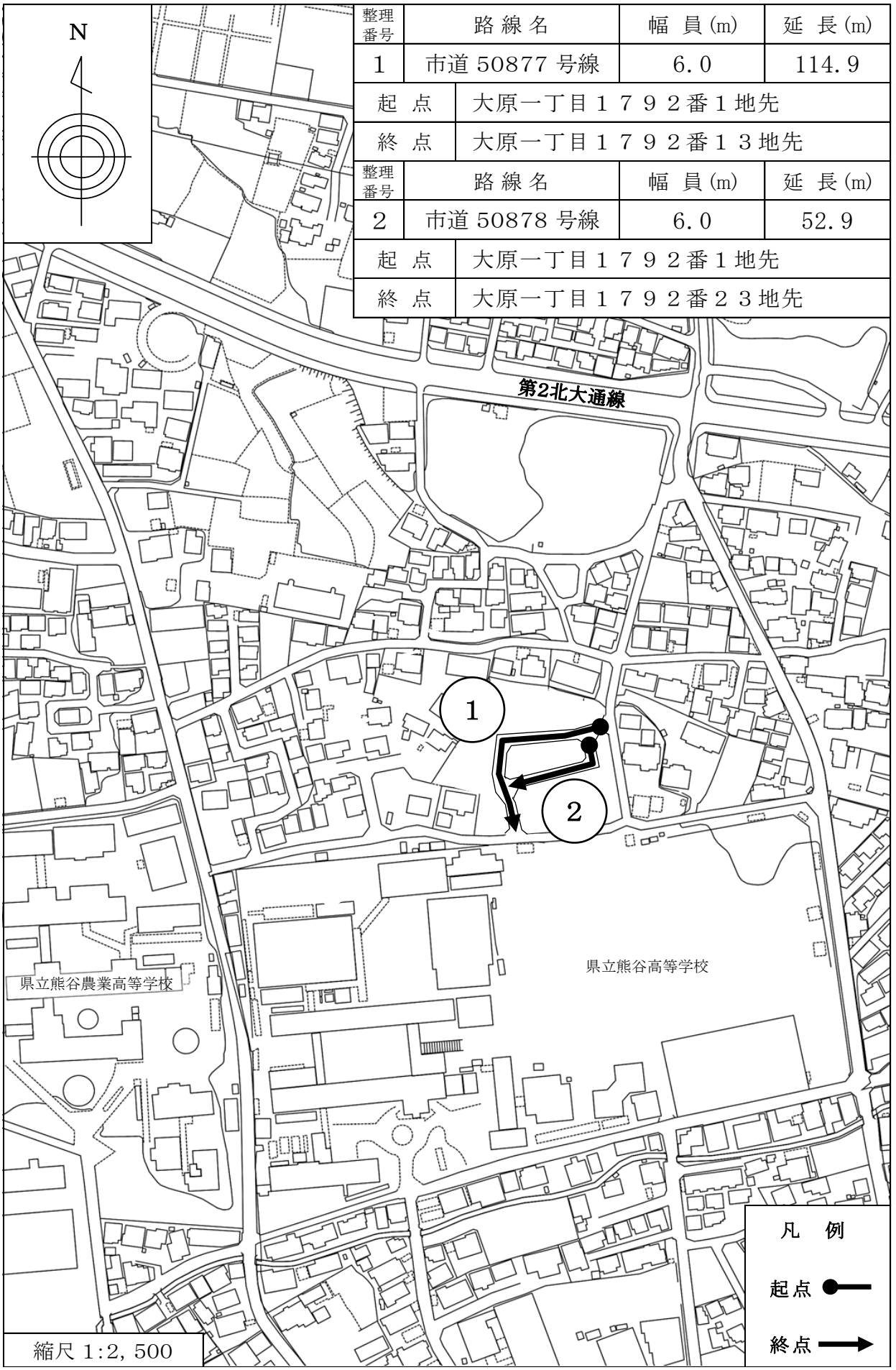

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 50877 号線	6.0	114.9
起点	大原一丁目１７９２番１地先		
終点	大原一丁目１７９２番１３地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 50878 号線	6.0	52.9
起点	大原一丁目１７９２番１地先		
終点	大原一丁目１７９２番２３地先		

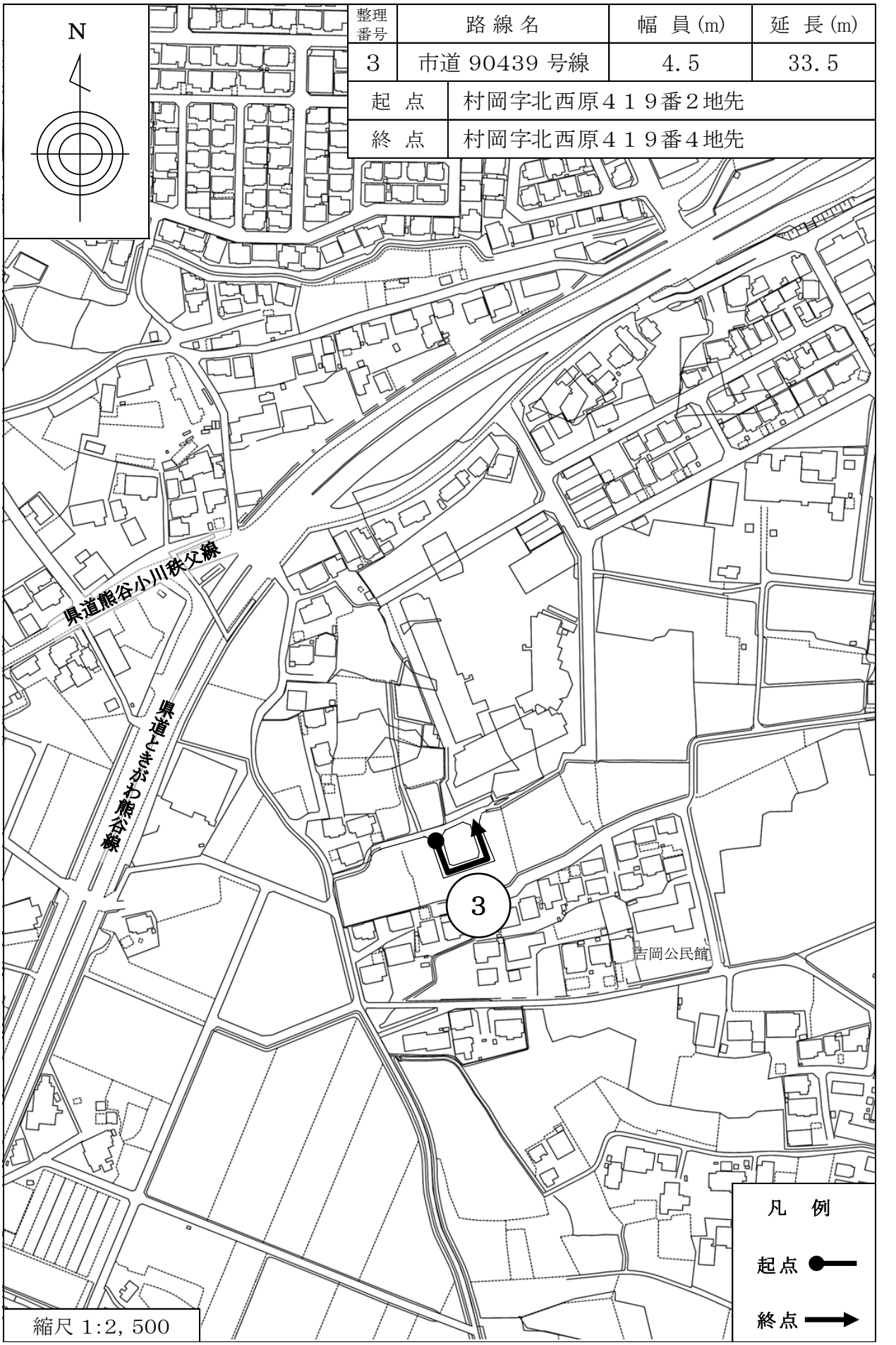

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 90439 号線	4.5	33.5
起　点	村岡字北西原４１９番２地先		
終　点	村岡字北西原４１９番４地先		

議案第　５１　号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　江南6002　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

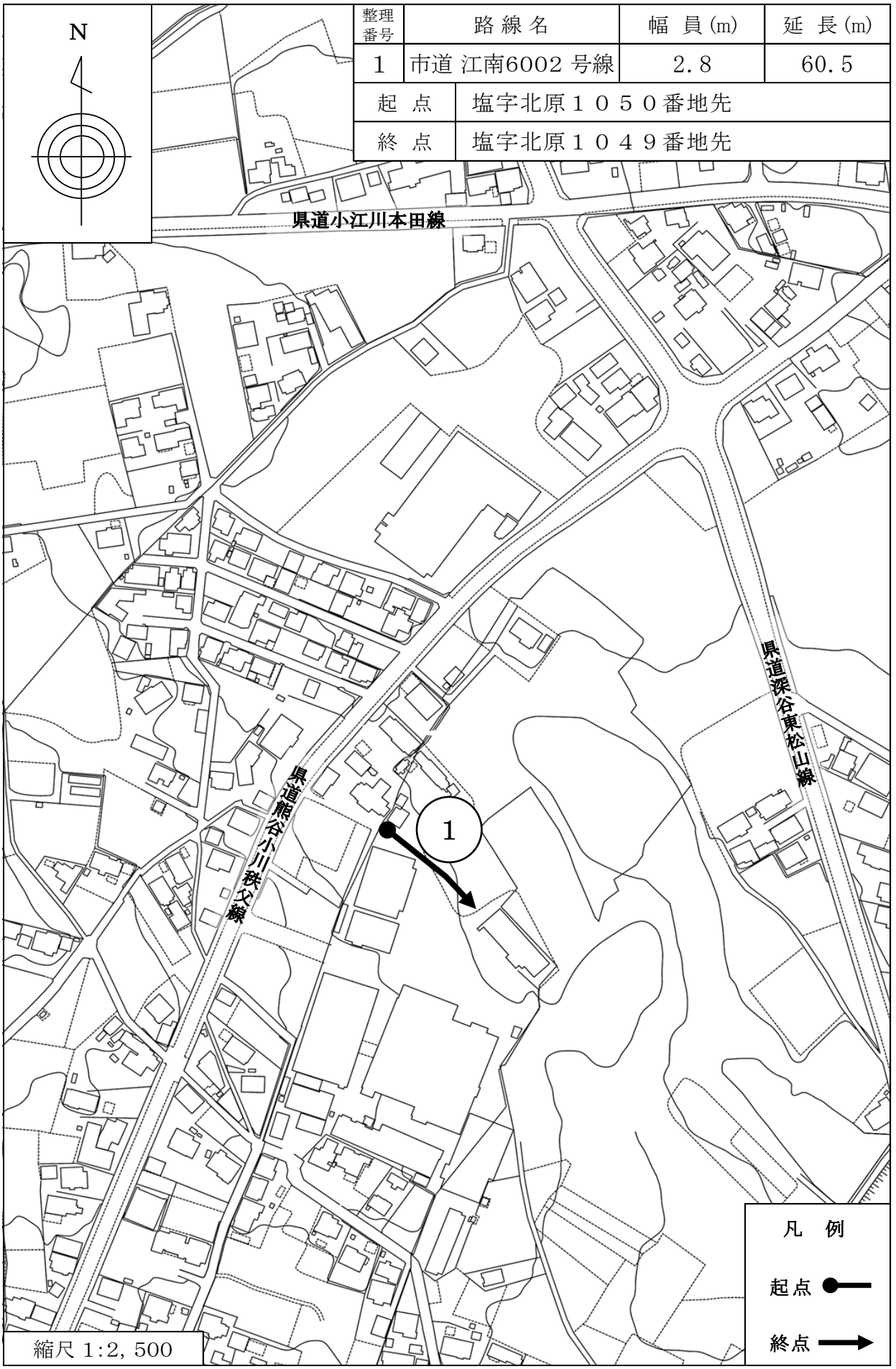

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 江南6002 号線	2.8	60.5
起　点	塩字北原１０５０番地先		
終　点	塩字北原１０４９番地先		